

## 巻 頭 言

校 長 秋 山 俊 彦

コンピュータソフトウェアの不正コピー利用による著作権の侵害問題で、多額の賠償金の負担を課される大学あるいは自治体等々の事例が報道されています。著作権侵害の問題はこれに限ったことではありませんが、ICT技術の急速な進展に供ないインターネットを介したコンピュータの利用が一般的となり、誰もが気軽に便利なコンピュータの利用環境を享受できるようになったことも、このような事例が増えてきている要因であると言えます。

本校としても、このような事態の発生防止のために、全教職員及び学生が利用する各種ソフトウェアのライセンス管理を始めとした組織的なコンプライアンスの徹底に努めているところですが、完全を期すことには限界があるのは否めないところです。

このような状況に鑑み、高専機構はほとんどの高専において最も多く導入・利用されているマイクロソフト社製のソフトウェア「Microsoft Office」について、平成22年3月2日付けで包括ライセンス契約を締結しました。これは「高専に所属する教職員及び学生等に対してその人数分、指定されたマイクロソフト社製のソフトウェアを使用する権利を与える」という骨子の一括ライセンス契約です。

年度も押し迫った時期での契約締結ということで、私どもがこの契約の恩恵を受けるのは実質的に新年度からになります。今回締結した包括ライセンス契約のメリットとして、以下の3点が挙げられています。

- ・ 学生へのサービスの向上及び統一した学習教育環境の整備
- ・ コンプライアンスへの対応
- ・ ライセンス管理業務の軽減

本校教職員及び学生が利用しているコンピュータソフトウェアは今回の契約対象となったもの以外に、各種のものが多数ある筈です。それらのソフトウェアのライセンス管理についてはこれまで通り学校としても徹底を期していかなければならないことは当然ながら、利用する個人による責任を持ったコンプライアンスへの対応が大きく望まれるところです。

今回のマイクロソフト社との包括ライセンス契約の締結を機会に、私どもが利用可能なコンピュータソフトウェアのライセンスに関する認識を新たにしてほしいと願うところです。